

### 様式3

○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付施設

後志総合振興局

(令和4年(2022年)11月21日現在)

施設種別	施設名	設置者区分	郵便番号	住所	電話番号	証明書交付日
私立一般	ウイングベイ小樽 すこやか保育所	株式会社	047-0008	小樽市築港11番5号	0134-61-1631	R1.5.13
院内保育	昆布温泉病院託児所	医療法人社団	048-1323	磯谷郡蘭越町字黄金118番地	0136-58-2231	R1.9.13
院内保育	医療法人勉仁会東小樽病院ひまわり保育園	医療法人	047-0152	小樽市新光4丁目4番4号	0134-54-7111	R1.9.13
私立一般	ルスツリゾート保育園	株式会社	048-1711	虻田郡留寿都村泉川13番地 ハイランドロジ2階	0136-46-3349	R1.11.6
私立一般	ココラソ保育園	一般社団法人	047-0156	小樽市桜2丁目1番27号	0134-54-7459	R1.11.6
事業所内保育施設	だるまちゃん保育園	株式会社	047-0261	小樽市銭函3丁目524番地8	0134-62-6011	R1.11.6
私立一般	なかよしこども館	株式会社	044-0022	虻田郡倶知安町南8条東1丁目1番地6号	0136-22-2306	R1.11.6
院内保育	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院 院内保育所「たるッ子」	社会福祉法人	047-8510	小樽市住ノ江1丁目7番6号	0134-25-2725	R1.12.3
院内保育	朝里中央病院附属あさひ保育園	医療法人	047-0152	小樽市新光1丁目13番17号	0134-54-2232	R2.2.3
私立一般	キッズルームアップル	株式会社	047-0021	小樽市入船4丁目30番24号	0134-65-7154	R2.3.5
私立一般	キッズルームアップルはなぞの	株式会社	047-0024	小樽市花園5丁目6番17号	0134-65-7151	R2.3.5
院内保育	小樽市立病院院内保育所	市町村	047-8550	小樽市若松1丁目1番1号	0134-25-1211	R2.3.5
私立一般	こころキッズワタキュー小樽ルーム	株式会社	047-0152	小樽市新光5丁目15番11号	0134-65-7131	R2.3.5
院内保育	余市協会病院院内保育所	社会福祉法人	046-0003	余市郡余市町黒川町19丁目1番地6	0135-23-7425	R2.12.15
居宅訪問型	合同会社ベビーシッター しゃぼんだま	合同会社	047-0262	小樽市星野町15番6号	080-5585-0891	R2.12.15
事業所内保育施設	コミュニティホーム岩内事業所内保育所ゆいまーる	社会福祉法人	045-0024	岩内郡岩内町字野東69-26	0135-62-0099	R2.12.15
幼稚園併設型	小樽藤保育所	学校法人	047-0033	小樽市富岡1丁目21-12	0134-23-3834	R3.2.8
私立一般	保育ルームゆきんこ	個人	046-0004	余市郡余市町大川町2丁目67番地1	080-5724-8322	R3.2.8
院内保育	JA北海道厚生連倶知安厚生病院さくらんぼ保育所	協同組合 連合会	044-0004	虻田郡倶知安町北4条東1丁目2番地	0136-23-4050	R3.2.8
院内保育	社会福祉法人北海道社会事業協会岩内病院保育室	社会福祉法人	045-0013	岩内郡岩内町字高台209番2	0135-62-1021	R3.2.8
院内保育	岩内大浜医院託児所	医療法人	045-0001	岩内郡岩内町字大浜50番地10	0135-63-0510	R3.2.8
院内保育	札幌病院ひまわり保育所	医療法人	047-0261	小樽市銭函3丁目298番地	0134-62-5851	R3.2.16
居宅訪問型	にしだ 靖江	個人	047-0156	小樽市桜2-15-3	090-6265-2351	R3.2.16
私立一般	青い鳥保育園	NPO法人	047-0002	小樽市潮見台1-5-29	0134-24-1655	R3.2.25
私立一般	ままのて	個人	044-0006	虻田郡倶知安町北6条東3丁目1-6	090-7512-0422	R3.2.25
院内保育	石橋病院保育園	医療法人	047-8585	小樽市長橋3丁目6番3号	0134-33-5655	R4.6.30
私立一般	リトルナーサリースクール クレール	個人	044-0057	倶知安町北7条西3丁目7番地	0136-23-2313	R4.11.21

※1 証明書交付対象施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出が行われた認可外保育施設です。

したがって、届出対象外施設(事業所内保育施設や院内保育施設など、雇用する労働者の監護する乳幼児のみを対象として保育を行う施設など)は、指導監督基準への適合如何に関わらず証明書の交付対象外となります。

※2 証明書は、国が定めた「認可外保育施設指導監督基準」をすべて満たしている施設に対して交付されます。

※3 証明書の有効期間は、証明書を交付した日から次により返還を求められた日までです。

後志総合振興局(振興局)が「認可外保育施設指導監督要綱」に基づき行う立入調査により、証明書の交付の要件を満たさなくなると認められるとき